

切望される米国の「核先制不使用」宣言

広島市立大学
広島平和研究所准教授
福井 康人

■注目される人道的アプローチ

2015年は広島・長崎への原爆投下・第2次世界大戦終結70周年であったにもかかわらず、核兵器不拡散条約(NPT)再検討会議が失敗に終わるといふ核廃絶実現のためには残念な結果になった。他方で今年5月には、オバマ大統領が伊勢志摩サミット閉幕後に広島平和記念公園を訪れ、「核兵器のない世界」の実現を改めて世界に向けて訴えるという歴史的な出来事が実

現した。

核軍縮については1996年に包括的核実験禁止条約(CTBT)交渉が妥結して以降、20年近くにわたる軍縮会議の停滞に加え、核軍縮全般に大きな進展が見られない中で、最近はおスロ、ナヤリットおよびウイーンでの3回にわたる核兵器の非人道的影響に関する会議に象徴される人道的アプローチが注目されている。人道的アプローチはその兵器の非人道性に着目し、国際人道法、国際人権法、倫理などにより具体的措置の規範形成を試みるもの

であるが、本稿ではこの人道的アプローチをはじめとして「核兵器のない世界」に向けての足掛かりとなりうる最近の動きに触れつつ、「核兵器のない世界」の実現に向けて我々がどのように取り組むべきかを考察したい。

核兵器の非人道性について異議を唱える人は極めて少ないものと思われるものの、このような非人道性に着目するアプローチについては、その起源を1960年代初頭にさかのぼることができる。冷戦期の最中の1961年に国連総会により採択された決議(A/

RES/1653)は、原爆および水爆の使用が戦争の範囲を超えており、人類および文明に対する無差別の苦痛と破壊を引き起こすものであり、国際法の支配および人道法(Law of humanity)に反するとし、さらに、原爆および水爆を使用するいかなる国も国連憲章に違反するものであり、人道法に違反するのみならず人類および文明に対する罪を犯すことになるものとしていっている。もっとも、近年の人道的アプローチの動きはコンセンサス採択された2010年NPT再検討会議最終文書の行動計画で取り上げられた「核兵器の使用の非人道的な結末」を端緒とする動きの延長である。すなわ

ち、同会議がいかなる核兵器の使用の壊滅的な非人道的結末に深く憂慮し、全ての国に対して国際人道法を含む適用可能な国際法に常に適合する必要性を再確認している。この文書が契機となり、その後の人道的イニシアティブをはじめとする一連の動きへと繋がっていき、その過程では核軍縮に密接に関連するNPT再検討プロセスのみならず、軍縮および軍縮に関連する国際安全保障問題を取り扱う国連総会第1委員会においても、この人道的アプローチを強く支持する声明、決議案が提出されており、特に国際人道法との関連では、赤十字国際委員会(ICRC)での動きが特筆される。

■核使用の合法性巡る政治対立

先ず、ケレンベルガーICRC総裁(当時)が2010年NPT再検討会議に先立ち、在ジュネーブ外交団に対して核廃絶および核兵器の使用禁止の必要性を訴えたが、ICRCの見解として、核兵器の使用防止のためには法的拘束力を持つ条約により核兵器の使用を禁止し、廃絶する必要があるとして核兵器の使用禁止への全面的な支持を表明した。その後、国際赤十字・赤新月連盟(IFRC)代表者会議でも核兵器の問題が取り上げられ、採択された核兵器廃絶決議では核兵器の合法性についての見解如何にかかわらず核兵器が再び使用されないことの確保、既存のコミットメントおよび国際的義務に基づいた法的拘束力を有する国際約束を通じて、核兵器の使用禁止および廃絶のための交渉を喫緊かつ確固たる課題として誠実に追及して完結する



ふくい やすひと
1964年、兵庫県生まれ。同志社大学法学部卒。パリ第1大学法科大学院修了(13年)。博士(法学)。外務省入省後、軍備管理軍縮課、国際組織犯罪室、国際平和協力室、軍縮会議日本政府代表部、在ルーマニア日本大使館、南山大学外国語学部(客員教授)などを経て現職。主な著書は「軍縮国際法の強化」(信山社)。

ことを各国に慫慂^{しょうよう}している。また、いかなる核兵器の使用も特に軍民標的区別原則、予防原則および均衡原則について国際人道法に適合することは予見しがたいとする見解を確認している。

その一方で、国際連合の主要な司法機関として設立されている国際司法裁判所（ICJ）が1996年に示した核兵器の使用・威嚇についての合法性勧告の意見は「核兵器のない世界」の実現の観点からは非常に悩ましい見解を示していることも広く知られている。例えば、核兵器の使用禁止が慣習法化されているかどうかの議論が争うた。1945年以降核兵器が使用されていない「一貫した慣行（a consistent practice）」に言及しているものの、冷戦期間のみならずその後も一定数の国が「（核）抑止政策」に固執しているのみならず、50年以上にわたって核兵器の不使用についての法的信念（*opinion juris*）の表明を構成している

を普遍化する観点から「人道的誓約」と改称されたものであり、NPT再検討会議以降もより広範な支持を得ている。更にこのような動きに触発されてか、2015年10月に開催された国連総会第1委員会には関連する決議案が新たに4本提出された。これらはオーストリアが「人道的誓約」を決議として提出したもの（A/RES/70/48）、人道的結末についての決議（A/RES/70/47）、南アフリカが提出した倫理的使命決議（A/RES/70/50）、多数国間作業部会決議（A/RES/70/33）である。これらの人道的アプローチに関連した決議が目指すところにあるものが「効果的措置（effective measures）」である。核軍縮交渉義務を規定するNPT第6条は「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的か

かについての見解は二分されていることを指摘した上で、最終的に核兵器の使用が禁止されるかについては慣習法化するに至っていないと判断している。また、巨大な破壊力を有する核兵器の特性に鑑み、武力紛争時に適用可能な法の原則から導かれる厳格な条件とも両立しえないとしつつも、国家生存権、国連憲章第51条に則った自衛の権利、さらには「抑止政策」の存在に言及した上で、ICJが検討した国際法全体の現状に鑑み、「国家の存亡がかかった極端な自衛の状況（in an extreme circumstance of self-defence）」においては核兵器の使用・威嚇の合法性を結論できないとしている。

このように冷戦終結直後の1996年段階で、ICJはともすれば消極的とも見られる見解を示しているが、法的に詰めた場合には現行の国際法（*Lex lata*）に照らして、核兵器の使用が明確に禁止されていないことの法的ギャ

つ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する」と定めており、その核軍縮交渉の対象に含まれる。これまでも、措置の交渉のために、ステップ・バイ・ステップ方式でブロックを積上げるように個別の条約毎に交渉する方式、CWのように枠組み条約に合意した後に進める交渉方法が提案されている。そのような文脈の下で、特に、多数国間作業部会決議は2013年に開催された核軍縮作業部会と同様に核軍縮の具体的措置を検討するオープンエンド多数国間作業部会の設置を決定するものであり、2016年2月および5月に開催されたものの、報告書案に合意されておらず、8月中旬に最終協議が開催予定である。もともと、核軍縮のあり方をめぐっては核兵器国と非核兵器国の間での二極化が一層顕著となり、2015年NPT再検討会議での失敗のみならず、同年の国連総会第1

ップ（legal gap）の存在をいかに埋めるかが課題であり、人道的アプローチは核兵器の使用禁止が法的に禁止する条約を作成するべきか否かという「政策上の問題」であるということを確認化するものであると評しうる。これは、核兵器の使用禁止に積極的でない国の中でも米国などはギャップの存在すら否定していることから、警戒的にならざるをえないこともそれを裏付けるものである。

■正念場の核軍縮に向けた取組

この人道的アプローチは、冒頭で取り上げたオスロ、ナヤリットおよびウィーンでの3回にわたる核兵器の非人道的影響に関する会議での議論の成果として議長国オーストリアが主導してまとめた文書「人道的誓約（humanitarian pledge）」に集約されている。当初は「オーストリアの誓約」と称していたもの

委員会における核関連決議の表決に際しては、従来から核軍縮に消極的なロシアおよび中国に加えて、英米仏が人道的イニシアティブ関連決議に対して共同歩調を取りけん制した。本年2月および5月に開催された多数国間作業部会には核兵器国は欠席戦術を取り、議論に一切参加しないとの方針で臨んでおり、このような「核兵器のない世界」の実現に向けたハードルを一つ一つ取り除くということが必要になる。2016年に入ってから核軍縮のみならず核軍縮もその一部として包含される国際安全保障全体の現状は核廃絶実現の阻害要因になりかねないことが多いのも実情であり、特に日本の近傍に位置する朝鮮半島では北朝鮮がミサイルを含めた核開発を継続している。

■広島市民は米大統領訪問を歓迎

こうした中でオバマ米国大統領の広

島訪問が実現したことについてはどのように評価すべきであろうか。筆者が地元で広島市民の生の声を耳にした感じでは、ほとんどの人が現職米国大統領による広島訪問を歓迎するものと好意的に捉えていた。もともと原爆投下について謝罪しない、核廃絶についての明確な約束を行わなかったなど批判的な捉え方をする厳しい意見もあるものの、少数派に留まるようである。

いずれにせよ、先の第2次世界大戦で甚大なる苦痛を甘受せざるを得なかった被爆者の方が戦勝国の国家元首と直接言葉を交わす機会を得たことは、被爆者の高齢化が進む現状を考えると非常に大きな意味を持つ。特に今後の米国内政状況いかににより現職の米国大統領による被爆地訪問の実現が困難になる可能性も排除されなかった中で、関係者がぎりぎりの調整をした結果として、オバマ大統領の広島訪問が実現したことは高く評価されるべきも

する文書の形で行われずとも一定の縛りをもたらずのものであり、こうした機会も逃さず、核軍縮を着実に進めて行く必要がある。

第2点目は、先述の人道的イニシアティブの関連で国連総会決議により設立されたオープンエンド多数国間作業部会などを通じての「核兵器のない世界」を実現するために必要な法的措置の検討である。このため仮に多数国間作業部会が直ちに条約交渉に繋がらなくとも、「核兵器のない世界」を実現するために具体的にはどのようなオプションが実効的か検討を進めておくことは重要な布石であり、核兵器廃棄のための検証制度の検討と両輪の関係にあると捉えている。核軍縮を巡って核兵器国・非核兵器国の隔たりは大きく、核兵器国が欠席する中でも審議が進んでいるものの、現在提示されている報告書案についても見解の相違があり、議論の収斂を図るべく議長国タイによ

のと思われる。また、慰霊碑に献花した後にオバマ大統領が国籍・立場は異なっても、人として最大限の思いやりを込めて被爆者の方を抱擁したことが多くの人に感銘を与えた。我々の日常生活から距離のある存在として捉えられがちな国際社会も実は個々の人と人との関係の延長上にあるという事実を再認識させるものであり、今後の国際社会の在り方を考える上でも我々の心に留めておくべきことであると思われる。

■核兵器廃絶に向けた日本の責任

オバマ大統領自身はプラハで「核兵器のない世界」に向けての行動を呼びかける演説を行い、更にベルリンでも核軍縮政策演説を行った。しかしながら、政権就任後の初期に実現した新戦略兵器削減（S T A R T）条約の発効など米口間二国間核軍縮では一定程度の成果が上がったものの、多数国間で

り追加的な非公式協議の開催も提案されている模様である。そのような中で唯一の戦争被爆国および非核兵器国である日本がどのような役割を果たしているかが注目されている。

第3点目は、核軍縮の検証のための国際パートナーシップ（I P N D V）による検討が将来の核軍縮条約の実効性を高める可能性を提供しうる点である。冷戦時代も含めて、米口間で交渉・合意された二国間核軍縮条約の中には詳細な査察制度を含めて規定されているものもある。その一方で核軍縮を巡っては核不拡散および安全保障上の理由から公開されていない技術事項も少なくない中で、具体的な核軍縮検証技術の検討を進めておくことも重要である。軍縮条約の着実な履行を確保する上で適切な検証制度を伴うことが有益であることは論を待たないが、「核兵器のない世界」の実現のために核兵器の不可逆的廃棄に際して国際的な検証

の核軍縮については大きな進展が見られない状況にある。今回のオバマ大統領による広島訪問を機会に「核兵器のない世界」に向けて筆者は三つの点に注目している。

まず、第1点目はオバマ大統領の任期中間に核軍縮を推進する観点から米国の核政策の見直しの可能性が報じられている点である。これはワシントン・ポスト紙論説に引用されている話であり、詳細については具体的措置が今後正式に発表が行われるのを待つ必要があるものの、米国が他国から核攻撃を受けない限り、核兵器を使用しないとする「核兵器の先制不使用」を公式に宣言するとの由である。I C Jが1974年核実験判決で示した論点の一つは、一国の「政府高官による一方的行為という方法でなされる宣言は法的義務を創設する効果を有する」とすることである。即ち、ハイレベル公式宣言は条約などにより法的拘束力を有

措置をかけることにより担保することが可能になる。

■類いまれな平和を享受する日本

以上のように「核兵器のない世界」を実現するための措置として、実際に核兵器を保有している核兵器国による一方的宣言、法的措置および検証制度の検討の3点を取りあげた。今日の国際社会の現実を直視すると、度重なる国連安保理決議による経済制裁にもかかわらず核開発計画を放棄しない北朝鮮のみならず、核廃絶を実現するために克服すべき課題は少なくないのが実情である。先の大戦から70年以上経過した今日においても世界各地で紛争が勃発する中で、我が国は類まれな平和を享受するという恩恵に預かっている事実を忘れてはならず、「核兵器のない世界」の実現に向けた日本の軍縮不拡散外交の不断の努力に強く期待したい。